

令和8年度 総合評価落札方式の評価基準の 見直しについて（業務）

令和8年 3月 31日
中部地方整備局 港湾空港部

- ◆令和8年4月1日以降に公告する業務より適用するものです。
- ◆個別の業務に適用される評価項目等は、各業務の入札説明書を参照してください。
- ◆本公表内容は変更する場合がありますので、以下ホームページでご確認願います。
- ◆問い合わせ窓口
 - 中部地方整備局港湾空港部：pa.cbr-nyuusatsu@mlit.go.jp（担当：品質確保室）
 - 本資料に対する質問と回答は、中部地方整備局港湾空港部入札・契約情報ホームページ（https://www.pa.cbr.mlit.go.jp/bids/various_criteria/entry-11954.html）に掲載します。

方針 「賃上げを実施する企業に対する加点措置について」の評価の見直し(案)

- ◆「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）等において、賃上げを行う企業から優先的に調達を行う措置などを検討するとされたことを受け、総合評価落札方式の評価項目に賃上げに関する項目を設けることにより、賃上げ実施企業に対して評価点（加算点）の加点を行う方針が示された。
- ◆総合評価落札方式で実施する全ての業務において実施してきたところ。（令和4年2月1日以降の公告案件から適用）
- ◆今般、政府全体の賃上げに係る取り組み方針として、財務省より賃上げ加点等の見直しについて、通知されることから、以下のとおり評価点の見直しを行うこととする。

現行基準

- ◆総合評価対象の配点において外数評価
- ◆加算点の割合
技術点（予定管理技術者の経験及び能力、実施方針・実施フロー等、評価テーマに対する技術提案）の5%とする。
- ◆賃上げが未実行の場合の措置
財務省主計局法規課から通知された日から1年間、加点する割合よりも大きな割合（+1点）の減点を行う。

**新基準**

- ◆総合評価対象の配点において外数評価
- ◆加算点の割合
技術点（予定管理技術者の経験及び能力、実施方針・実施フロー等、評価テーマに対する技術提案）の3%とする。
- ◆賃上げが未実行の場合の措置
財務省主計局法規課から通知された日から1年間、加点する割合よりも大きな割合（+1点）の減点を行う。

1) 評価基準

令和8年度 総合評価落札方式 評価項目及び配点・ウェイト

評価項目		簡易型(価格:技術=1:1)					標準型(価格:技術=1:2)				標準型(価格:技術=1:3)																							
		測量・調査(1千万円以下)		測量・調査1千万円超/建設コンサルタント等		【チャレンジ型】 測量・調査/建設コンサルタント等	測量・調査/建設コンサルタント等		【チャレンジ型】 測量・調査/建設コンサルタント等	測量・調査/建設コンサルタント等		【チャレンジ型】 測量・調査/建設コンサルタント等																						
		地域精進度なし	地域精進度あり	地域精進度なし	地域精進度あり	地域精進度なし	地域精進度なし	地域精進度あり	地域精進度なし	地域精進度なし	地域精進度あり	地域精進度なし																						
予定管理技術者の経験及び能力		80点		80点		80点		80点		50点		80点		80点		50点																		
技術者資格		20	10	20	10	20	20	15	20	15	10	15	10	10	15	9																		
業務実績(過去10年)		20	25%	10	25%	20	25%	10	23%	20	17%	15	17%	10	14%	15	10%	10	10%	10	9%													
地域精進度(過去10年)				20		20				10								10																
業務成績(過去3ヶ年度、全地整、国総研及び沖繩(いずれも港湾空港関係))		34	25%	34	25%	34	25%	34	25%	17	15%	34	17%	34	17%	10%	44	15%	44	15%	22	9%												
優良表彰(過去3ヶ年度、中部地整(港湾空港))		6		6		6		6		3		6		6		3	6		6		3													
実施方針・実施フロー等		80点		80点		80点		80点		80点		72点		72点		72点		80点		80点		80点												
業務理解度		30		30		20		20		20		18		18		18		20		20		20												
実施手順		25	50%	25	50%	20	50%	20	50%	20	62%	18	30%	18	30%	18	34%	20	25%	20	25%	20	27%											
工程表		25		25		20		20		20		18		18		18		20		20		20												
その他(有益な配慮事項)						20		20		20		18		18		18		20		20		20												
評価テーマに対する技術提案							88点				88点				88点				160点				160点				160点							
入 札 段 階	テーマ1	的確性	業務目的との整合性		着眼点・問題点・解決方法等の論理的整理・業務への有効性																													
			実現性	説得力		提案内容の裏付け																												
テーマ2	的確性	業務目的との整合性		着眼点・問題点・解決方法等の論理的整理・業務への有効性																														
		実現性	説得力		提案内容の裏付け																													
合計		技術点		160点					130点					240点				210点				320点				290点								
買上げを実施する企業に対する加点(技術点の3%以上) ※買上げ未達成企業に対する減点措置()書きで表示		5点 (-6点)					5点 (-6点)					8点 (-9点)				7点 (-8点)				10点 (-11点)				9点 (-10点)										
WLB(ワーク・ライフ・バランス)推進企業者		1点					1点					1点				1点				2点				1点										
総計		技術点+加点		166点					136点					249点				218点				332点				300点								
備考		★総合評価(1:3)については、全国共通の発注方式による業務(例えば、気象海象情報の予測情報等提供業務など)を想定																																

総合評価賃上げ加点の運用(R8.4～)



〈参考〉

- R8年度も政府全体で総合評価賃上げ加点の制度が継続
- 国土交通省発注工事・建設コンサル業務等では、これまでの賃上げ目標を継続

		～R8.3	R8.4～
賃上げ 目標	大企業	3%以上	変更なし ^{※1}
	中小企業等	1.5%以上	変更なし
総合評価における 加点割合 <small>加算点(工事)・技術点(業務)</small>		5%程度 <small>(一般的な工事の場合、3～4点の加点)</small>	3%程度 ^{※2} <small>(一般的な工事の場合、2点の加点)</small>

※1 政府全体では大企業が加点対象から除外されるが、国土交通省発注工事・建設コンサル業務等においては、競争の公平性の観点から引き続き大企業を加点対象とする

※2 加点割合はこれまで同様に下限値を採用 【参考】政府全体で加点割合は加算点(工事)・技術点(業務)の3～5%(R7年度までは5～10%)